

2008年度版環境基本計画年次報告書に対する 市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2008年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2008年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	二酸化窒素に係る対策目標値については、全局で上限値(0.06ppm)達成の見通しがついてきたので、今後は下限値(0.04ppm)達成に向けた対策を早急を立て、効果的な施策等を進めることが求められます。また、今後二酸化窒素濃度の評価に当たっては、常に0.04ppmをもって評価して行くべきです。さらに、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質と同様に、二酸化窒素についても「短期的目標」の設定を検討すべきです。	本市は、2008年4月に「窒素酸化物に係る大気環境対策について」を市の環境審議会に諮問、2009年2月に答申をいただきました。この答申では、2010年度までに二酸化窒素の対策目標値を達成することは困難であるが、2015年度までのできるだけ早期に対策目標値を達成するために、今後更にNO _x 対策を推進していくべきとの提言を受けています。更には、この答申における「大気環境対策の今後の課題」の中で、「対策目標値を達成した後は、対策目標値の下限値(0.04ppm)又はそれ以下を目指す更なる取組みを期待するものである。」ことが示されています。本市は、この答申の趣旨に沿って、今後ともNO _x 対策を推進していきたいと考えています。 なお、対策目標値は、国の環境基準に準拠する形で定められており、二酸化窒素については、環境基準に短期的評価の定めがないことから設定しておりません。
大気汚染	工場・事業場からの、窒素酸化物の対策目標量(9,330t)は05・06年度に一旦クリアしたものの、07年度はオーバーしてしまった。窒素酸化物を確実に削減して行くため、また前項下限値の早期達成のためにも、固定発生源の許容排出量の見直しをすべきです。	窒素酸化物の固定発生源対策については、2008年4月に市の環境審議会に諮問し、2009年2月に事業者による環境に配慮された機器の導入促進を進めるべきとの提言を受けています。 また、現在は、2005年4月に市独自の規制方式(バスケット規制)等が完全施行となり、その対策の効果を検証している段階でもあります。 当面は、現行の許容排出量により推移を見守っていきたいと思います。
大気汚染	自動車対策については、引き続き大型ディーゼル車の規制や市内への流入車等の対策を強化するとともに、窒素酸化物の対策目標量(1,010t)をクリアするため、先の環境審議会答申(2/19)の確実な実行が求められます。	引き続き、県条例によるディーゼル車運行規制に係る監視・指導を推進してまいります。また、2009年2月の川崎市環境審議会答申「窒素酸化物に係る大気環境対策について」の内容を踏まえ、これまでに実施してきた対策に加え、更なる大気環境対策に取り組んでまいります。
大気汚染	光化学オキシダントは、未だに全局で環境基準が達成できていない。発生メカニズムの解明とともに、他都市とも連携し、光化学オキシダントが発生しないレベルの原因物質の排出量及び環境濃度を市民に知らせることが必要と考えます。	光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑ではありますが、主な原因物質は窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)であり、これらの物質の排出を広域的に削減していくことが重要であると考えています。今年度は、効果的な光化学オキシダント対策を検討するためにシミュレーション調査を行っており、次年度以降、本調査結果を踏まえて近隣自治体と連携を図りながら、対策の検討を進めていきたいと考えています。

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	<p>浮遊粒子状物質は、全局で環境基準が達成（長期的評価）されつつあるが、短期的評価を含めこれを維持・達成するとともに、今後「環境目標値」の達成に向けた対策の検討について早急に着手すべきです。併せて、市民の健康への影響が危惧されている微小粒子状物質(PM2.5)の「環境目標値」設定についても検討すべきです。</p>	<p>ディーゼル車対策等の推進によって、浮遊粒子状物質の環境状況は改善され、2004、2005、2007年度の3カ年では環境基準（長期的評価）を全局で達成しました。将来においても、本市が実施した大気シミュレーション調査によれば、その達成は維持されると見込まれています。</p> <p>一方、現在の環境濃度レベル、自動車、工場等からの大気汚染物質の排出状況、社会・経済状況等を勘案すると、浮遊粒子状物質の環境目標値の達成は非常に困難であると考えています。</p> <p>また、国では微小粒子状物質の環境基準の設定に向けた検討が進められており、今後、環境基準が設定された場合には、本市はその達成に向けた対策について、検討していきたいと考えています。</p>
大気汚染	<p>窒素酸化物の測定法が湿式から乾式に替わったことと関係し、一酸化窒素の1時間値がゼロppmだったり、自排局等で二酸化窒素よりも低い値がでる等おかしなことが起きている。これは、国の問題でもあるが、市としても原因を究明し、市民の疑問に答えることが必要です。</p>	<p>近年のディーゼル車の排ガス規制効果によって、自動車排ガス測定局での窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度低下が顕著に見られています。一酸化窒素の濃度レベルも低下し、交通量の少ない時間等では排ガスの影響が少なくなり、一酸化窒素より二酸化窒素が高い傾向も見られます。また、1時間値がゼロppmを指示するケースについては、これまで湿式及び乾式いずれの測定法でも見られています。計測法については公定法で定められた測定機器を用い、マニュアルに準拠した保守管理を行っています。</p>
大気汚染	<p>「浮遊粒子状物質の対策目標値を全ての一般局で達成することを目指す」とあるが、技術の進歩と行政の取り組みにより達成可能となっています。取り組み事項が自動車中心であることも含め、「自動車排出規制ガス測定局も全て達成することを目指す」と目標をレベルアップすること。</p>	<p>浮遊粒子状物質の対策目標値については、2007年度に自動車排出ガス測定局も含め全局達成しており、今後はその維持を目指して取り組んでいきます。</p>
大気汚染	<p>窒素酸化物の対策目標値達成の測定局が増加したことは良いことであるが、未達成は2局あることと、1局は上限ぎりぎりであること。天候や景気・車の交通量に左右されるものであってはならないので、引き続き対策強化をもとめる。</p> <p>次に、二酸化窒素の対策目標値は0.04～0.06PPMのゾーンであり、当面、下限の0.04まで濃度を下げることがめざすこと、そして、呼吸器への被害が増加させないためにも市の環境目標値である0.02PPM以下への足がかりとすること（55～56頁に公害健康被害対策の充実の記載あり）。</p> <p>また、二酸化窒素の対策目標値の短期的評価を設定して、自動車排気対策、交通規制に即、対応して、ピーク汚染をなくし、早期に環境目標値を達成する施策をしめすこと（他の汚染物質には設定している）。</p>	<p>本市は、2008年4月に市の環境審議会に「窒素酸化物に係る大気環境対策について」を諮問、2009年2月に答申が出され、2010年度までに二酸化窒素の対策目標値を達成することは困難と見込まれるものの、2015年度までのできるだけ早期に対策目標値を達成するために、今後更にNOx対策を推進していくべきとの提言がされています。「大気環境対策の今後の課題」の中で、「対策目標値を達成した後は、対策目標値の下限値（0.04ppm）又はそれ以下を目指す更なる取組みを期待するものである。」と示されており、この答申の趣旨に沿って、今後ともNOx対策を推進していきます。</p> <p>なお、対策目標値は、国の環境基準に準拠する形で定められており、二酸化窒素については、環境基準に短期的評価の定めが無いことから設定しておりません。</p>

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	川崎市独自のバスケット方式で固定発生源の排出ガスの削減をしているのに、窒素酸化物が横ばいに増加してきている(13頁)のは、臨海部に火力発電所などの大規模の発生源の建設・稼働されているのであるならば、監視・規制を重視する必要がある。	現在は、2005年4月に市独自の規制方式(バスケット規制)等が完全施行となり、その対策の効果を検証している段階ですので、当面は推移を見守っていきたいと考えています。
大気汚染	浮遊粒子状物質の対策目標値の長期的評価の全局達成は良いことである(11頁)が、自排局は非達成に逆戻りすることのないよう引き続き対策を強化すること(04・05年度全局達成し、06年度に4局非達成の事例あり)。	本市では浮遊粒子状物質対策として、これまでディーゼル車運行規制や工場・事業場への包括的総量削減規制(いわゆるバスケット規制)などを実施しており、今後とも法条例に基づく監視・指導の徹底を図っていきます。
大気汚染	浮遊粒子状物質の対策目標値の短期的評価が示されている(11頁)が、非達成局は川崎市臨海部の測定局ではなく、一般局では幸・高津・麻生であり、自排局では中原平和公園(中原区)・二子(高津区)・本村橋(多摩区)・柿生(麻生区)であって、自動車の排気ガス・交通量・渋滞・天候等の調査が必要であり、実施していたら報告して欲しい。	本市が2007年度に実施した「NO _x ・SPM高濃度解析調査」では、近年の浮遊粒子状物質の高濃度現象は、黄砂の影響やいくつかのケースで短期的に高濃度となる場合が認められております。 こうした高濃度現象は、気象(日射量、風向・風速、湿度など)や道路沿道であることなどの地域的条件等が、影響していると考えられます。
大気汚染	浮遊粒子状物質(SPM、PM10)の対策目標値が達成できる状態になりつつありますが、現在環境省でも微小粒子状物質(PM2.5)が問題視されていて川崎市でも測定されているが(49頁)、さらに測定体制の強化、測定箇所を増加や市独自の対策目標値を設定すること。	ニールエアサンプラー(簡易型PM2.5補集装置)による調査の他に2000年に市内2ヶ所(田島及び池上測定局)で微小粒子状物質の連続測定機を設置して、環境濃度の実態を把握していますが、2009年度には内陸部にも2ヶ所設置し、測定体制を強化することとしています。 また、今後、国において環境基準が設定された場合には、本市はその達成に向けた対策について、検討していきたいと考えています。
大気汚染	光化学スモッグ注意報が13回発令されているが、回数が増える傾向にあり、1975年の24回以来の高い数値である。原因調査、対策が必要である。	光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、主な原因物質は窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)であるといわれています。 2008年度には、効果的な光化学オキシダント対策を検討するためにシミュレーション調査を行っており、今後、本調査結果を踏まえて近隣自治体と連携を図りながら、対策の検討を進めていきたいと考えています。
大気汚染	大気汚染物質がいろいろ変化しても(降下ばいじん→SO ₂ →NO ₂ →SPM→PM2.5)呼吸器疾患で苦しむ人がいるからには、早く見つけ、安心して治療をうけられる体制にしておくことが必要である。	呼吸器疾患の方につきましては、川崎・横浜公害保健センターにて専門医師による呼吸器健康相談を月に1回実施し、早期治療に向けた取組を進めているほか、アレルギー対策に則り、早期治療を支援し、健康の回復及び福祉の増進を図ることを目的として、気管支喘息を対象疾病とする成人ぜん息患者医療費助成制度により安心して治療を受けられる体制づくりに努めているところです。
大気汚染	アスベスト問題について、環境濃度測定を9地点で夏季・冬季の年2回となっている(55頁)が ①50頁には8カ所のデータである。測定点を増加したのか。 ②年2回ではなく、4季測定を考えてはどうか。	アスベスト測定点につきましては8箇所が正しい地点数です。また、アスベストの環境大気測定の頻度につきましては、測定結果が検出下限程度の低いレベルで推移しているため、当面は年2回の測定でよいものと考えております。

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	アスベスト問題について、公設関係（小・中・高校等）を中心に組み込まれているようであるが、市内の施設（工場や大きな建物等）の解体、増設等の際にアスベストの有無、飛散の把握にモシのないようにし、十分すぎるほどの対策をたてること（健康被害の発症に長期間かかるため）。	建築物に係るアスベストの除去や封じ込め等の作業については、その作業の施工業者より大気汚染防止法に基づく届出が提出されます。対象建築物の立地や工事の内容などから判断して、必要に応じ適正な飛散防止措置が取られているかどうか、立入調査を行っております。2008年度にはおよそ80件の立入調査を実施しており、引き続き監視・指導を続けていきます。
大気汚染	自転車道ネットワークの検討及び駐輪場の整備の推進について、1987年10月の自転車等の放置防止に関する条例制定と共に、2005年に付置義務条例を設定したことも記述し、対策・効果もしめすこと。また、歩道上の駐輪場を少なくすること。	附置義務条例の記述については、記載する方向で検討し、条例制定後の効果については約4700台（累計・2009年4月1日現在）の駐輪場が完成予定となっております。 市では、特に放置自転車が多い川崎駅東口の総合的な自転車対策を具体的に進めるにあたり、学識経験者、市民代表、商工業者代表などで構成される「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策検討会議」を立ちあげ、安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築など総合的な自転車対策を検討しています。
化学物質	P R T R法の届出による有害水質汚染物質の排出量は示すべきである。（大気質では記述している。P R T R法の届出物質は大気のみであるかのように誤解される）（17頁に一部記述されている）。	「第2章 重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況」「1 環境要素に係る重点分野」「化学物質の環境リスクの低減」（17頁）の中で、化学物質の環境への総排出量について、排出先別（大気、公共用水域、埋立処分）の排出量がわかる経年推移の図を2009年度版に掲載します。

2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
緑・水辺	大気汚染やヒートアイランド・温暖化防止のためにも、特に市南部地区の緑化を進め、水辺や水路の復元を真剣に考えるべきです。市北部の緑は、これ以上破壊すべきでない。	市南部地区の緑化推進につきましては、川崎駅周辺地区において緑化推進重点地区計画に基づいて、新たな土地利用の動向などを考慮しながら、市民・事業者・行政が持続的な緑の創出に向けた取組を推進します。また、川崎殿町・大師河原地区、浜川崎駅周辺におきましても緑化推進重点地区候補地としていることから、地域の様々な主体の参画により緑化推進重点地区計画を策定し、効果的かつ重点的な緑の創出、育成に向けた取組を推進してまいります。なお、失われた水路については、多くが宅地化、道路化しているため、復元は困難ですが、水辺環境の保全や河川での親水整備など、水辺空間の創出に努めてまいります。 市北部地区の緑の保全についてですが、北部地区に残された樹林地は、都市気象の緩和、生物多様性の保全、市域を特徴づける景観形成などを進める上で、大切な自然的環境であるため、引き続き地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策を推進してまいります。
緑	生田緑地は川崎市内で有数の自然豊かな場所です。しかし、このたび大幅な中央広場改修計画がもち上り、広場の大部分の樹木が伐採されることとなります。このような改変は、鳥の生息数の減少につながるものと考えます。中央広場改修計画は、環境政策とは矛盾するものです。この計画の中止と、環境の保全を強く要望します。 （他、生田緑地の整備に関する意見8件）	生田緑地につきましては、2003年度に「生田緑地整備構想」、2004年度に「生田緑地整備基本計画」、2005年度に「生田緑地管理計画」を、公募による市民参加により策定してまいりました。 噴水広場は当初整備から40年近くが経過し、施設の老朽化が著しいため、このたび再整備することとなりました。再整備の基本設計につきましては「生田緑地整備基本計画書」において示された「湧水を活用した自然型の池と草地の広場にする」との提案をベースにして、2008年度に検討いたしました。そのワークショップにおいては、ピオトープ池や芝生広場等の形態を具体化しております。 この中で、樹木につきましては「見通しのよい開放感のある広場」とのコンセプトのもと、計画に支障のない樹木や貴重種については、極力保存できるよう検討しております。また、かおりの園の北側につきましては、バリアフリー対応として、再整備を検討しております。 なお、詳細につきましては、2009年度の実設計において検討してまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	<p>市内では里山のボランティアが多くの場所で活躍しておられ、笹刈りや下草刈り等で、きれいになった雑木林が見られるようになりました。しかし、あまりにも、すっきりしすぎて、環境への配慮が足りないのではないかと思える所もあります。間引き剪定をすれば、よみがえさせる事が出来る木もバツサリ切られています。里山育成講座で、樹木のもつたくさんの機能や木を守る剪定（間引き剪定）のしかたを指導して頂きたいと思えます。適切な管理指導をすれば、より豊かな、みどりの町づくりが出来ると思えます。</p>	<p>本市では、これまで緑のボランティア活動の推進力となる人材を育成するために、里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座（緑化推進リーダー育成講座）、かわさきガーデナー認定試験等を開催し、ボランティアリーダー等の人材育成を図っているところです。</p> <p>2005年4月からは、保全緑地の適切な植生管理が行えるよう、緑地のパトロールや市民活動を助言、支援する「かわさき緑レンジャー」を7人選任し、行政との協働により安全で美しい里山づくりに努めているところです。</p> <p>また、保全した緑地を将来に向けて良好な状態に保つため、地域住民の参加を得ながら緑地の将来像を定めた「緑地の保全管理計画」を作成し、地域ぐるみによる持続的な管理活動を促進させ、その支援に取り組んでおります。</p> <p>今後も、こうしたボランティアリーダー育成の機会をとらえて、緑のもつ多面的機能や里山管理の方法などについての講習とその内容を充実させると共に「かわさき緑レンジャー」の技能や知識の向上が図られ、里山管理活動を行う市民団体から信頼される人材づくりに努めてまいります。</p>
緑	<p>川崎市では花と緑のまちづくり推進で、美しい花壇がいろいろな所で見られるのは楽しい。だが草花優先で、木の大切さのアピールが足りないと思う。ガーデニングばやりの現在において、木はまだから木を切って花壇にした方がいいという傾向も出て来ている。草花は次々に植え変えることで、1年中花を楽しむことが出来るが、宿根草や球根を除いて、使い捨てになってしまうことが多い。花木の花は期間は短い毎年季節になれば花を咲かせ成長も楽しめる。樹木は地球温暖化対策、防火対策等にも有効である。今ある木を大切に、花を楽しめる花木を植えようキャンペーンを（常緑樹も大切）展開してほしいと思えます。</p> <p>津田山霊園の入口の花壇に、川崎市緑化運動の立て札が立てられ、市民は花壇＝緑化と勘違いしてしまいます。木を植え育てる事が緑化の推進となるのではないのでしょうか。</p>	<p>川崎市では、花と緑のうるおいあるまちづくりを目指して様々な緑化の推進に取り組んでいます。</p> <p>樹木は、CO₂の吸着、呼吸（蒸散作用）による温度調節といった、地球温暖化対策の効果だけでなく、防災面やうるおいある都市景観づくりなどに重要な役割を担っています。</p> <p>樹木を増やしていく取組としましては、公園緑地の整備や街路樹の植栽をはじめ、公共施設緑化などに取り組んでいるところですが、民有地の緑化を促進することも大切であることから、出生、結婚など人生の節目に苗木を植樹していただく「思い出記念樹」事業などを推進しています。</p> <p>また、地球環境への配慮と都市緑化を推進することを目的に、平成17年度から、「市民10万本植樹」運動を推進しており、市民、事業者が主体の森づくりとして毎年1万本の植樹が実施されています。</p> <p>今後も、引き続きこうした事業をとおして植樹の大切さを訴えるとともに、緑を増やす取組を充実させるよう努めてまいります。</p>
都市景観	<p>一定規模以上の高層住宅の建設に歯止め（総量規制）をかけ、市民の健康と安全、そして潤いのある生活・景観を守るべきです。</p>	<p>本市では、これまで進めてきた川崎の魅力が高める取組等により、市政全体のイメージアップが図られ、これを評価していただいた結果として、川崎を居住地として選んでいただいていると考えており、特に若い世代の方々の転入によってまちの活力の向上に繋がることから、引き続き川崎の魅力向上に向けた取組を推進することとしておりますので、現在のところ高層住宅建設の総量規制等を行う予定はございません。</p> <p>なお、本市の都市計画として、良好な市街地の居住環境を維持・保全することなどを目的として、主に住居系の用途地域に連動して建築物の高さの最高限度を定める「高度地区」を指定しています。</p> <p>近年は、工場跡地等への高層住宅建設への対応として、2006年3月より、主として工業の利便を増進するために定める工業地域にも、住居系の建築物に限り、高度地区を指定しています。</p> <p>さらに、工業地域に規定されていない建築基準法による日影の制限を補うため、2009年3月より、住居系の建築物に限り、北側斜線制限を強化した高度地区へと変更をしています。</p>

3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球温暖化	地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素排出量の8～9割を占める工場・事業所への削減対策が肝要です。温暖化対策条例も、この基本的立場で制定すべきです。これまでの公害対策の経験にならない、市と企業・事業場との間で「協定」を締結することも、削減の手段として検討すべきです。 また、以前から求めている市内での二酸化炭素の測定について、発生源から温暖化防止を進めるため、ただちに実施すべきです。	(仮称)地球温暖化対策条例の制定につきましては、川崎市環境審議会に諮問し、ご審議いただいているところですので、こうした意見とともに、市民・事業者の方々の意見を広範に伺いながら、検討してまいります。 また、温暖化対策の指標となります二酸化炭素の監視体制のあり方については、気象庁(岩手県大船渡市綾里観測所等で測定)の測定データを使用することで対応が可能なものと考えており、今後もこれらのデータを活用していく予定にしております。
地球温暖化	「メタン」の排出量は基準年と比べ、2005年31.8%の増加、2006年26.4%の増加」と記述されているが、排出量は両年とも1.6万トンCO ₂ であるがどの様に計算するのか示して欲しい(別項としてでも。その他の年度でチェックしてもよくわかりません)。	年次報告書に記載しています市内の温室効果ガス排出量の一覧につきましては、実数を「万トン単位」で表記し、小数第2位の数字を四捨五入して記載しております。 なお、基準年、2005年、2006年の排出量はそれぞれ12,413トン、16,359トン、15,685トンCO ₂ となっています。
地球温暖化	地球温暖化問題(CCかわさき)について、川崎市内の現状(産業部門、運輸部門、民生部門等)を業種別、企業別(工場、事業所別)の排出量を把握し、公表し、対策をたてていくこと。また、32頁の部門別の表が記載されているが、部門ごとの所属業種など説明が必要である。	市内の温室効果ガス排出量の把握等につきましては、今後検討すべき課題と認識しておりますので現在進めております(仮称)地球温暖化対策条例の策定作業等の中で併せて検討していきたいと考えています。 また年次報告書の表現につきましては、市民の方に分かりやすい表現となるよう努めてまいります。
地球温暖化	地球温暖化問題(CCかわさき)について、市独自の条例制定に向けて一日も早く、計画すること。	「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方」につきましては2008年10月に環境審議会に諮問し、現在御審議をいただいております。 2010年を目途に(仮称)地球温暖化対策条例を策定できるよう取り組んでいきたいと考えております。

4 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見要旨	対応措置
市民参加(パートナーシップ)	「環境パートナーシップかわさき」について、環境問題に取り組む団体、行事は市内においても多くあるので連携、協力とお互いの独自性で環境の改善に寄与するために更に充実が必要である。	「環境パートナーシップかわさき」は地域の環境関連活動団体、市民、事業者などのメンバーで構成されています。今期については2007年9月から4つの部会に分かれて活動を行っています。 今後とも「環境パートナーシップかわさき」の活動を継続していくとともに、環境問題に取り組む団体等の活動を促進するため、情報提供等の支援に一層努めてまいります。
その他	川崎の公害と環境破壊を防止するため、現行の環境影響評価制度に加え、本格的な「戦略的環境アセスメント」を導入すべきです。	新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画に沿って、「戦略的環境アセスメント」の導入の可能性について検討を進めてまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	<p>2008年度環境基本計画年次報告書を拝読致しました。都市公園と多摩川に関する項目のどこにも「ホームレス」のことが扱われていません。この問題も確実に環境の問題です。等々カサッカー場裏のホームレスヴィレッジは年々エスカレートして、公共物を利用した住居、公園の植樹内への私有物置場、周辺での排尿、水道の使用、目に余ります。国際的なイベントの時だけの「移動」など何んの意味もないでしょう。又、多摩川河川敷のブルーシートもどんどん増加の一途です。支援グループ等あるのも市との話し合いはどうなっているのですか。誰れもが目にして不快な思いをしているこの問題を誰れも口に出さない、出せないのはどうせ市は本気で取り組んでくれないから、という考えからです。多くの善良な市民から期待されていないという事です。本当の意味で川崎市の環境を先進的な模範都市として是非表面のことだけでなく、市民が求めている環境づくりをお願いします。</p>	<p>公園緑地等がホームレスの一時的な生活の場となり、管理上好ましい状況とは言いがたいものとなっていることから、快適な園内環境を目指し定期的に巡回し、現況把握、迷惑行為等の指導を行っております。</p> <p>また、本市のホームレス自立支援対策として、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づきホームレスが自立し安定した生活を営むことを目的に川崎市就労自立支援センター及び富士見生活づくり支援ホームの設置、専門相談員による巡回相談を実施しホームレスの自立に向けた取組を推進してまいります。</p>
巻末資料	<p>資料編（133頁）大気質にて環境基準・市環境目標値が示されているが、長期的評価、短期的評価の数値等の記述がない。誰でもわかるように同時に示すこと（環境局の発行している「事業概要—公害編—」には記載あり）。</p>	<p>御意見を踏まえ、2009年度版年次報告書から環境基準の長期的及び短期的評価について掲載いたします。</p>